

内閣府、財務省、
○厚生労働省、農林水産省、令第 号
経済産業省、国土交通省

物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）を実施するため、物価統制令の規定に基づく臨検検査をする
職員の携帯する身分を示す証票の様式を定める命令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

物価統制令の規定に基づく臨検検査をする職員の携帯する身分を示す証票の様式を定める命令

物価統制令第三十条第一項の規定により臨検検査をする職員の携帯する身分を示す証票は、別記様式によ

るものとする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（用紙の大きさは、日本産業規格B8によるものとする。）

第 号	官 氏 名
物価統制令に基づく	臨検検査
	証当該官
	庁の印
年 月 日交付	
当該官庁名	

（淡紅色とする。）